

○契約等の締結が存在しないか。

判断：締結はない。

○産学官連携活動が大学許可のもと行われているか。

判断：すべての申請が行われている（ヒアリング結果）

○兼業申請は適当か。

判断：兼業件数等が多く、学内的基準を作る必要があると判断される。

6・5 マネジメントポイント

- ①大学本務（教育・研究、大学業務）の検証
- ②兼業件数増加による想定利益相反状態の事例とその考察
- ③兼業先の技術と大学の研究成果との区別
- ④兼業先の技術の守秘義務（学会発表等の注意）
- ⑤寄附先と関係ある公的機関の兼業の留意点
- ⑥大学の勤務時間と兼業先での勤務時間の明確な区別
- ⑦臨床試験への直接関与（同じ講座の教員も含む）の有無
- ⑧講座教員が関係する企業と兼業先の関係
- ⑨公的機関、特に医学関連委員会等との関係

6・6 報告時の解説（知的財産本部、利益相反委員会への報告内容）

研究活動状態が活性で、学会等での社会的評価が高くなると、企業や公的機関等から注目され、企業からは顧問や技術アドバイザーへの就任依頼、公的機関からは委員会委員の委嘱、一般社会からは講演依頼や原稿依頼など、大学の教育研究活動に加えて、社会への貢献や産学官連携活動が急激に増加することは避けられない。兼業依頼や講演依頼などの件数は教員の活性度を伺う一つの指標となる。

産学官連携の活性度の高い教員が、時として社会から批判や疑念を持たれることがある。このような疑念や批判が発生しないように、また、不幸にして発生した場合に、大学は、組織として説明できる体制と準備が必要である。

本教員は、兼業先が複数企業に渡り、加えて公的機関への兼業も含まれており、兼業報酬、兼業時間、兼業実施回数などが必然的に増加する。公的機関への兼業もあることから、教員の専門家としての判断も疑念の対象となる。また、兼業先等を含めて多くの企業から多額の寄附金を受けている。この状況で、本務遂行への懸念、大学の研究成果の流出の懸念、兼業先への研究成果の取扱など上記に掲げるポイントについて対象者は十分検討し、注意して産学連携を遂行する必要がある。

利益相反の発生としては、兼業報酬や兼業先からの寄附金に伴う企業等への研究成果の流出が挙げられる。報酬等の授受による企業への有利な研究成果の公表や成果に対する評価への社会的疑念、知的財産の流出による大学への損害が考えられる。責務相反としては、兼業実施時間数、兼業実施回数が多くなるにつれ、大学業務への専念義務相反、学生等への教育・研究への専念義務への支障をきたす状況にある。

本申請は総合的考察から責務相反に関係する問題はあがるが、大学本務への影響がないよう配慮されており、大学組織や申請者の利益相反状態は低レベルあると考えられる。教員の専門分野の学識経験が必要不可欠な臨床研究への指導・助言であることから、日常的に利益相反アドバイザーと相談しながら利益相反管理を行うことを条件として許可してもよいと判断される。

表5 総合的利益相反チェックシート（まとめ）

（利益相反アドバイザー用）

検討項目	調査結果	判定 (適当、ヒアリング、忠告)	備考
兼業による金銭的等利益授受の状況			
兼業件数	20件		
報酬（全額）	661万円	適当	ガイドライン：年収を超えない範囲
株の取得状況	なし		
その他の利益授受状況	なし		
公的に承認された資金の獲得状況			
共同研究	11件 3080万円		16年度、17年度の合計
寄附金	100件 8060万円	ヒアリング	16年度、17年度の合計
受託研究	なし		寄附金等があるが、受託研究がないのはどのような理由か。
知的財産管理状況			
特許出願	なし		共同研究及び研究が盛んな研究者にしては少ない。
研究成果の管理状況		ヒアリング	共同研究件数、兼業件数が多いことから研究成果の区別ができていないかを確認
金銭以外の利便の供与			
利便の授受状況	なし		
利便の供与状況			大学内での活動が疑われる
親族への利便の供与	なし		
学生・教職員への対応			
教員	なし		
職員	なし		
学生	なし		
組織の利益授受状況		ヒアリング	知的財産の管理状況調査
兼業先以外への兼業状況			
兼業企業間の関係	複雑	ヒアリング	守秘義務遵守が可能かを確認
守秘義務遵守状況			同上
責務相反の状況			
兼業時間	182時間		ガイドライン：780時間
実務時間	182時間		
移動時間	304時間		
実質時間	486時間		
兼業回数	108回		学内兼業になっていないか。
学内活動状況			
授業の実施			
会議等の参加			
学生指導の実施			
規則・法律との関係	確認	ヒアリング	兼業に対する契約交渉があるか
まとめ	兼業数、共同研究数が多く、企業間の守秘義務遵守、研究成果の区別が難しい状況にある。遠距離移動が必要な兼業が多く、1兼業に対して長時間を必要とする兼業が多い。このことから、大学本務への責務相反が考えられる。		

「利益相反マネジメントのための事例解析」検討班

- | | |
|--------|---|
| 安東 静 | 九州工業大学 利益相反アドバイザー |
| 上田 昇 | 徳島大学 知的財産本部客員教授 |
| 久保 真一 | 徳島大学 大学院ヘルスバイオサイエンス研究部教授 |
| 佐古田 三郎 | 大阪大学大学院医学系研究科 教授 |
| 笹川 光 | 文部科学省 研究振興局 研究環境・産業連携課
技術移転推進室 室長補佐（現 研究開発局 宇宙科学専門官） |
| ○佐竹 弘 | 徳島大学 知的財産本部副本部長 |
| 田口 幹 | 電気通信大学 共同研究センター |
| 平井 昭光 | レックスウェル法律特許事務所長（弁護士） |
| 矢口 哲成 | 新日本監査法人 新規事業支援部 |

○編集責任者